

議案第70号

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月16日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

### 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

白浜町消防団員等公務災害補償条例（平成18年白浜町条例第172号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の白浜町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた白浜町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の白浜町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を政令の定める額に改める。

改正前の定額部分の額	改正後の定額部分の額
315,000円	330,000円

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第71号

白浜町屋外広告物条例の制定について

白浜町屋外広告物条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月16日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、必要な規制の基準を定めたいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域等)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、町長が指定する区域を除く。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち町長が指定する区域
- (3) 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち町長が指定する区域
- (4) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第4条第1項の規定により指定された市民農園の区域。ただし、町長が指定する区域を除く。
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で町長が指定する区域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により町が定める地区
- (6) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で町長が指定する区域
- (7) 白浜町文化財保護条例（平成18年白浜町条例第81号）第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で町長が指定する区域
- (8) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域。ただし、町長が指定する区域を除く。
- (9) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- (10) 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）第10条第1項の規定により指定された和歌山県自然環境保全地域
- (11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林及びこれらのある地域で町長が指定する区域

- (12) 高速自動車国道及び自動車専用道路（休憩所又は給油所の存する区域のうち町長が指定する区域を除く。）の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の町長が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の町長が指定する区間
- (13) 道路及び鉄道等に接続する地域で町長が指定する区域
- (14) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (15) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの付近の地域で、町長が指定する区域
- (16) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、町長が指定する区域
- (17) 官公署及び国又は地方公共団体が設置又は管理する学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院等の建造物並びにこれらの敷地
- (18) 古墳又は墓地及びこれらの周囲の地域で、町長が指定する区域
- (19) 社寺、教会又は火葬場の建造物及びこれらの周囲の地域で、町長が指定する区域
- (20) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めて指定する区域（禁止物件等）

第3条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- (4) 信号機、道路標識、ロードミラー、歩道柵、ガードレール、駒止めの類及び里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で町長が指定するもの
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト（郵便差出箱をいう。）、街頭公衆電話ボックス及び路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めて指定する物件

2 電柱、街灯柱その他電柱の類（前項第5号の規定により指定されたものを除く。）には、広告物のうち貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない。

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。  
（許可地域等）

第4条 第2条各号に掲げる地域又は場所以外の区域（以下「許可地域等」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、許可地域等について、土地利用の状況その他の地域の特性に応じた良好な景

観の形成又は風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、地域の区分を定めるものとする。

(広告物活用地区)

第5条 町長は、許可地域等で、活力ある街並を維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において表示され、又は設置される広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれのないものとして町長の確認を受けたものに限り、前2条の規定は、適用しない。

(景観保全型広告整備地区)

第6条 町長は、良好な景観を保全するため、良好な広告物が表示され、又は良好な掲出物件が設置されることが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 町長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 町長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置しようとする者又は表示している広告物若しくは設置している掲出物件を変更し、若しくは改造しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するよう努めなければならない。

6 第2条に規定する地域又は場所で町長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

7 第2条に規定する地域又は場所で町長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が当該表示している広告物又は設置している掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

8 町長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(広告物協定)

第7条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」と総称する。）は、一定

の区域を定め、当該区域の景観を整備するため当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が地域の良好な景観の形成及び維持に資するものである旨の町長の認定を受けることができる。

2 広告物協定に係る土地所有者等は、前項の認定を受けようとする場合においては、当該広告物協定に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域
- (2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- (3) 広告物協定の有効期間
- (4) 広告物協定の変更及び廃止の方法に関する事項
- (5) 広告物協定に違反した場合の措置
- (6) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

4 前項の規定による変更の届出があった場合において、町長は、当該広告物協定に係る土地所有者等の申請に基づき、当該届出に係る広告物協定が地域の良好な景観の形成及び維持に資するものである旨の認定をすることができる。

5 町長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。

6 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第4項の認定を受けた広告物協定を廃止したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令又は条例の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
- (2) 公職選挙法<sup>1</sup>（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条及び第4条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
- (5) 人、動物、車両又は船舶等に表示される広告物
- (6) 建設工事について表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板及びこれに表示する広告物

- (8) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で町長が指定するもの
- (9) 町又は字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他の専ら営利を目的としない活動を行う団体として規則で定めるものが、公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 3 前項第3号から第5号までに掲げる広告物又は掲出物件については、第6条の規定は、適用しない。
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条第1項の規定は、適用しない。
  - (1) 第3条第1項第1号から第5号までに掲げる物件（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹を除く。）に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物で町長が指定するもの
  - (2) 第3条第1項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
- 5 第2項第1号に規定する規則で定める基準に適合しない自家用広告物等については、規則で定めるところにより町長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより町長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。
- 7 公益上必要な施設又は物件で町長が指定するものに、規則で定める基準に適合した広告物を表示する場合においては、第2条から第4条までの規定は、適用しない。
- 8 政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示する広告物のうち貼り紙及び貼り札については、その表示期間が30日を超えないもので、規則で定める事項を明示したものに限り、第4条の規定は、適用しない。

（経過措置）

- 第9条 第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による町長の指定又は認定があった際、当該指定のあった地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 2 第4条第2項の規定により地域の区分を定めた際現に地域の区分に応じた地域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件に対する第13条に規定する基準の適用については、広告物又は掲出物件の変更又は改造をしようとする場合（第12条第1項ただし書に規定する軽微な変更又は改造をしようとする場合を除く。）を除き、新たに適用することとなる当該基準の適用を受けることとなった日から3年間は、なお従前の例による。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合

においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの期間については、引き続き、広告物の表示又は掲出物件の設置を行うことができる。

(禁止広告物)

第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第11条 町長は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可等の期間は、第9条第1項又は第2項に係るものにあつては同条第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなった日から起算して3年を超えない範囲内、それ以外のものにあつては3年を超えない範囲内において規則で定める。

3 町長は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第12条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可等を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

(許可の基準)

第13条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

(特例許可)

第14条 町長は広告物の表示又は掲出物件の設置が前条の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認められるときは、白浜町景観条例（令和7年白浜町条例第21号）第31条第1項に規定する白浜町景観審議会（以下「景観審議会」という。）の議決を経て、これを許可することができる。

(許可等の表示)

第15条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件に、規則で定めるところにより、許可等の証票を貼付しておかななければならない。ただし、許可等の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第16条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、この条例の規定による許可等の期間が満了したとき(第9条に規定する期間が経過したときを含む。)、若しくは次条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第18条 町長は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可等の条件に違反したとき。
- (2) 第12条第1項の規定に違反したとき、又は同条第2項の規定による許可等の条件に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による町長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

(違反に対する措置)

第19条 町長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第20条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
- (3) 広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第21条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物について

ては、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第25条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町ホームページに掲載すること。

2 町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第22条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第23条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第24条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 14日

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第25条 町長は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(管理者の設置)

第26条 この条例の規定による許可等に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(管理者の届出等)

第27条 この条例の規定による許可等に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条の規定によりこれらを管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者

又はこれらを管理する者（以下「設置者等」という。）に変更があったときは、新たに設置者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

3 設置者等は、この条例の規定による許可等に係る広告物又は掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

4 設置者等は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

（処分、手続等の効力の承継）

第28条 設置者等について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となった者がしたものとみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となった者に対してしたものとみなす。

（指定等の告示）

第29条 町長は、第2条から第6条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

（手数料）

第30条 この条例の規定による許可等を受けようとする者は、白浜町手数料徴収条例（平成18年白浜町条例第54号。以下「手数料徴収条例」という。）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（報告及び検査）

第31条 町長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（景観審議会への諮問）

第32条 町長は、次に掲げる事項については、景観審議会の意見を聴くものとする。

(1) 第2条から第6条までの規定による指定若しくは第7条の規定による認定又はこれらの変更に関すること。

(2) 第8条第2項第1号、第2号若しくは第9号、同条第4項第2号、同条第7項若しくは第13条に規定する基準若しくは第6条第2項に規定する基本方針の設定又はこれらの変更に関すること。

（規則への委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第3条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第19条の規定による町長の命令に違反した者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定による許可を受けずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第12条第1項の規定による許可等を受けずに広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

第36条 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第38条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号。以下「県条例」という。）の規定により行われた許可、命令その他の処分及び申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。この場合において、施行日前に県条例の規定により行われた申請に対して施行日以後に許可を行うに当たっては、なお県条例の例による。
- 3 この条例の施行の際現に適法に表示し、又は設置する広告物等のうち、施行日においてこの条例の規定に抵触し、又はこの条例の規定により規則で定める許可の基準に適合しなくなるものについては、この条例の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の相当規定によって行ったものとみなされた許可（施行日前に県条例の規定により行われた申請に対して施行日以後に行われた許可を含む。）を受けた広告物等にあつては当該許可の期間、それ以外の広告物等にあつては3年間、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 4 禁止区域、禁止物件、許可地域、適用除外、第13条の許可の基準、広告物等の規制その他広告物等に関する事項を定めるために、この条例の施行日前に景観審議会の意見を聴いたときは、第32条の規定によって意見を聴いたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした県条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。

(白浜町手数料徴収条例の一部改正)

- 6 白浜町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第39号中「和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）」  
を「白浜町屋外広告物条例（令和8年白浜町条例第 号）」に改める。

## 白浜町屋外広告物条例の制定の要旨

### 1. 制定の趣旨

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について、必要な規制の基準を定める。

### 2. 条例の内容

- (1) 禁止地域・禁止物件の指定について定める。(第2条、第3条関係)
- (2) 許可地域と表示・設置の許可基準について定める。(第4条、第13条関係)
- (3) 広告物の管理義務について定める。(第16条関係)
- (4) 違反広告物の除却・措置命令について定める。(第19条関係)

### 3. 施行期日

令和9年1月1日から施行する。

議案第72号

訴えの提起について

不動産の明渡しの請求に関して、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月16日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 訴えの相手方

兵庫県加古川市志方町志方町445番地  
帝神志方ミート株式会社  
代表取締役 前西 貴哉

2. 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、次の物件目録記載の建物の明渡しを求める。
- (2) 相手方に対し、令和8年4月1日から明渡済みまで月79,788円の割合による金員の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3. 物件目録

(1) 共同作業場の名称等

白浜町共同作業場条例（平成18年白浜町条例第106号）第2条に規定する次の共同作業場

名 称	位 置
しらとり鶏肉加工共同作業場	白浜町十九淵226番地の3

(2) 建物の表示

ア 所 在 和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵226番地の3  
家屋番号 (未登記につきなし)  
種 類 (未登記につきなし)

構造 鉄骨造2階建  
床面積 1階 3,586.23㎡  
2階 748.26㎡

イ 所在 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲226番地の3

家屋番号 (未登記につきなし)

種類 (未登記につきなし)

構造 鉄骨造2階建

床面積 1階 850.06㎡

2階 278.34㎡

#### 4. 請求の原因

訴えの相手方は、平成26年8月12日に白浜町に対し、白浜町が所有する共同作業場「しらとり鶏肉加工共同作業場」（以下「本件施設」という。）の使用を申請し、白浜町は、相手方に対し、同年8月13日に本件施設の使用を許可した上で、同年8月19日に使用許可条件を定めた契約を締結した。

その後も同使用許可は、使用契約書の締結をもって継続し、令和7年3月31日には令和8年3月31日を使用期限とする使用契約書を締結した。

白浜町は相手方に対し、令和8年3月31日をもって当該使用許可は終了する旨を説明してきたが、相手方は同日を経過した後も本件施設の使用を終了していない。よって本件訴えを提起するものである。

#### 5. 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要と認める場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調定に応ずるものとする。

提訴の理由

1. 事案の概要

訴えの相手方は、平成26年8月12日に白浜町に対し、白浜町が所有する共同作業場「しらとり鶏肉加工共同作業場」（以下「本件施設」という。）の使用を申請し、白浜町は、相手方に対し、同年8月13日に本件施設の使用を許可した上で、同年8月19日に使用許可条件を定めた契約を締結した。

その後も同使用許可は、使用契約書の締結をもって継続し、令和7年3月31日には令和8年3月31日を使用期限とする使用契約書を締結した。

白浜町は相手方に対し、令和8年3月31日をもって当該使用許可は終了する旨を説明してきたが、相手方は同日を経過した後も本件施設の使用を終了していない。

2. 共同作業場の概要

- (1) 施設名称 しらとり鶏肉加工共同作業場
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲2-26番地の3
- (3) 財産区分 行政財産
- (4) 使用者 兵庫県加古川市志方町志方町445番地  
帝神志方ミート株式会社  
代表取締役 前西 貴哉
- (5) 使用許可期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 経緯

平成26年	8月13日	共同作業場の使用許可（使用許可期間：H26.9.1～H29.3.31）
平成26年	8月19日	使用許可に基づく契約（使用許可期間：H26.9.1～H29.3.31） 以後、3年毎更新
平成30年	11月1日	使用許可に基づく契約（使用許可期間：H30.11.1～H33.3.31）
令和6年	3月26日	使用許可に基づく契約（使用許可期間：R6.4.1～R7.3.31）
令和7年	3月31日	使用許可に基づく契約（使用許可期間：R7.4.1～R8.3.31）
令和8年	2月26日	相手方代理人弁護士より受任通知書の送付
令和8年	3月9日	町代理人弁護士より受任通知書兼回答書の送付
令和8年	3月31日	使用期間満了
令和8年	4月2日	作業場使用中止の通知

4. 提訴について

白浜町は、訴えの相手方に対し、文書通知、架電、代理人を通じた協議等を行ったが、相手方は、本件施設が普通財産に該当するため借地借家法が適用されると主張し、本件施

設を明渡すとしても、相手方の経営状況から白浜町が移転費用を負担しなければ明渡すことはできないと回答したため、本件施設を明渡す意思がないと判断し、本件施設の明渡し及び令和8年4月1日から明渡済みまで月79,788円の割合による金員の支払並びに訴訟費用は訴えの相手方の負担とする訴訟を提起する。

議案第73号

令和8年度

白浜町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度白浜町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度白浜町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139,783千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14,191,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月16日提出

白浜町長 大江 康弘

# 第1表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入	歳入	歳出	歳出	計
款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,180,625	122,328	1,302,953
	2. 基金繰入金	1,176,862	122,328	1,299,190
21. 諸収入		414,081	17,455	431,536
	5. 雑入	170,575	17,455	188,030
歳入	合計	14,051,817	139,783	14,191,600

単位：千円

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,695,719	27,410	2,723,129
	1. 総務管理費	2,464,195	9,632	2,473,827
7. 観光費	2. 徴税費	174,540	17,778	192,318
		464,576	111,873	576,449
10. 教育費	1. 観光費	436,966	111,873	548,839
		1,215,087	500	1,215,587
	2. 小学校費	201,634	500	202,134
歳出	合計	14,051,817	139,783	14,191,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	1,180,625	122,328	1,302,953
21. 諸収入	414,081	17,455	431,536
歳入合計	14,051,817	139,783	14,191,600

単位：千円

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,695,719	27,410	2,723,129			7,485	19,925
7. 観光費	464,576	111,873	576,449			9,970	101,903
10. 教育費	1,215,087	500	1,215,587				500
歳出合計	14,051,817	139,783	14,191,600			17,455	122,328

2 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 基金繰入金	1,176,862	122,328	1,299,190	1. 財政調整基金繰入金	122,328	122,328
計	1,176,862	122,328	1,299,190			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

3. 雑入	163,878	17,455	181,333	2. その他	17,455	7,485 9,970
計	170,575	17,455	188,030			
歳入合計	14,051,817	199,783	14,191,600			

3 歳 出

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源		区 分	金 額		
					国県支出金	地方債				その他
L. 一般管理費	427,488	9,002	436,490		7,485	1,517	10. 需用費	385	ポスター印刷費	385
							11. 役務費	600	広告料	600
							12. 委託料	8,017	弁護士委託料 体験コンテント情報整理委託料 親子向け体験コンテント支援業務委託料 モニターツアー委託料 計画策定等伴走支援委託料	1,517 750 2,750 2,000 1,000
17. 諸費	19,447	630	20,077			630	14. 工事請負費	630	防犯カメラ設置工事費	630
計	2,464,195	9,632	2,473,827		7,485	2,147				

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳							
				国庫支出金	特定財源	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	68,803	17,778	86,581				17,778	10. 需用費	686	消耗品費 印刷製本費	100 586
								11. 役務費	700	郵便料	700
								12. 委託料	16,260	システム改修委託料 広報物作成委託料	7,260 9,000
								13. 使用料及び賃借料	132	宿泊税込納システム使用料	132
計	174,540	17,778	192,318				17,778				

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳							
				国庫支出金	特定財源	地方債	その他				
7. 観光費								7. 報償費	824	謝礼金	824
								12. 委託料	9,300	計画策定委託料	9,300
								18. 負担金、補助及び交付金	101,749	地域活性化起業人負担金 宿泊税対応システム改修等事業補助金	1,749 100,000
1. 観光総務費	222,677	111,873	334,550				101,903				
計	436,966	111,873	548,839				101,903				

単位：千円

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	192,904	500	193,404			500	10. 需用費	450	水道料 修繕料	200 250
計	201,634	500	202,134			500	11. 役務費	50	衛生検査手数料	50
歳出合計	14,051,817	139,783	14,191,600		17,455	122,328				

## 体験コンテンツ維持向上事業について

## 1. 事業の趣旨

観光庁の事業メニューである『観光コンテンツの持続的供給に資する質的価値の維持向上事業』を活用し、町内における体験コンテンツの情報整理を行い、企業とファミリー層に向けた体験をアップグレードすることで、地域体験型観光のリブランディングに向けた事業を実施し、首都圏からのワーケーション誘致及び観光誘客を促進する。

## 2. 申請団体

- ・実施主体 白浜町
- ・連携団体 (株)アワーズ、一般社団法人白浜イノベーションハブ、和歌山大学観光学研究科（香月研究室）、ミキハウス子育て総研(株)

## 3. 事業内容（予定）

○既存体験コンテンツの情報集約及び分類

- ・既存体験コンテンツ情報を整理し、どの客層にアプローチするのが適しているか分類する。

○体験コンテンツのアップグレードとモニターツアー

- ・企業向け研修やファミリー層向けの体験コンテンツについて、ニーズや専門家の知見から客層を絞ってアップグレードし、モニターツアーを行うことによりアンケート調査を行う。

○受付ワンストップ窓口の実証

- ・宿泊等含めた事前予約が可能なワンストップ窓口と現地での情報窓口を構築し、消費者が商品にアプローチしやすい環境を整備する。

○体験コンテンツの情報発信と消費者評価の実証

- ・分類された体験コンテンツに応じた周知媒体やイベントなどで周知することにより集客向上に取り組み、既存のツールを活用した体験コンテンツの評価が確認できる体制を構築する。

## 4. 事業費

- 7,485,000 円（観光庁助成 10/10）

## 参 考 資 料

### 宿泊税導入準備事業について

#### 1. 趣旨

令和9年3月から宿泊税を徴収するために必要となる、課税システムの改修費用、宿泊者や宿泊事業者への説明、周知に要する経費及び宿泊事業者のシステム改修補助等の経費を計上し、宿泊税の円滑な導入を図る。

#### 2. 事業費

(1) 17,778千円(款:総務費 項:徴税费 目:賦課徴収費)

##### 【内訳】

需用費 686千円(消耗品費、説明資料・申告・納付書等の印刷製本費)  
役務費 700千円(申告・納付書等の郵便料)  
委託料16,260千円(システム改修委託料、広報物作成委託料(※1))  
使用料 132千円(システム使用料)

(※1) 広報物について

ポスター、チラシ、リーフレット、卓上三角POP

(2) 100,000千円(款:観光費: 項:観光費 目:観光総務費)

##### 【内訳】

負担金、補助及び交付金 100,000千円(システム改修補助金(※2))

(※2) 宿泊税対応システム改修等事業補助金について

特別徴収義務者を対象に、既存システム改修等に係る経費や、チラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助

上限100万円(50万円までは全額補助、超える部分は1/2補助)

観光戦略策定事業について  
(地域の観光資源充実のための環境整備推進事業)

1. 目的

本町は、温泉、ビーチ、レジャー施設、豊かな自然景観、さらには空港を有する交通便利性といった全国的にも稀有な観光資源を背景に、関西圏を代表する観光地として発展してきた。近年においては、インバウンド需要の拡大や観光消費の高度化といった新たな潮流が生まれる一方で、観光客の動態変化や地域間競争の激化、さらには将来的な環境変化を見据えた持続的な観光地経営への転換が求められている。

このような状況を踏まえ、本町の観光の現状と課題を多角的に整理したうえで、中長期的な観光戦略を策定することを目的に有識者検討委員会を組織し、将来ビジョンとそれを実現するための取組の取りまとめを行い、持続可能な観光地の実現を目指す。

2. 有識者検討委員会の設置

本町の観光振興に係る施策及び事業等について、有識者等に幅広い見地から意見等を聴取し、より効率的で効果的な観光振興の推進を図るための中長期的な観光戦略を策定することを目的として検討委員会を設置する。

3. 事業費

11,873千円(内、国庫補助金9,970千円)

(内訳)

- ・謝礼金 824千円
- ・計画策定委託料 9,300千円
- ・地域活性化起業人負担金 1,749千円